

大崎上島中学校 いじめ防止基本方針

令和8年9月1日 改訂

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。また、いじめを積極的に認知し、被害生徒の立場に立った組織的な対応を推進するものとする。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

文部科学省「生徒指導上の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し対応する。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

- ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- イ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。
- ウ いじめは、どの生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こり得るものであることを踏まえ、教職員はいじめを積極的に認知する姿勢をもつ。

(2) いじめの問題への指導方針

- ア いじめは絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。
- イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。
- ウ いじめ問題への対応は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。
- エ 生徒が悩みや不安を抱えた際に、周囲の大人や信頼できる人に相談することができるよう、SOSを発信する力の育成を図る。

(3) いじめの問題への対応

- ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- イ いじめ問題への対応は、学校おける最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。
- ウ いじめの疑いがある事案を把握した教職員は、直ちに管理職及びいじめ防止委員会に報告し、組織的に対応する
- エ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。いじめ防止委員会は、いじめの認知の判断、対応方針の協議、支援状況の確認及び再発防止策の検討を行う。この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

5 いじめの防止等に関する具体的な対応

いじめ防止委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめ防止等に係り関係機関連携
- (4) いじめ防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画
- (5) いじめ防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- (8) 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

6 重大事態への対応と平時からの備え

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」のいじめ防止委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企画した場合 等)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった

(2) いじめの重大事態への対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、大崎上島町教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先しながら、適切な対応や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事態の整理・記録 (情報集約及び記録担当者の特定)
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) PTA役員及び同窓会等との連携
- (オ) 関係生徒への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- (ア) 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

(3) 平時からの備え

ア 生徒指導体制の確立

年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により、本基本方針はもとより「法」や「ガイドライン」等について理解し、いじめの重大事態とは何か、いじめの重大事態に対してのう対処すべきか認識する。

また、実際にいじめの重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、臨時の「いじめ防止委員会」を開催するなど、各教職員への適切な役割分担等を行い、組織的な対応を行うための生徒指導体制を確立する。

イ 設置者等との連携

学校だけで対応を抱え込むことがないように、平時から大崎上島町教育委員会と連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。

ウ 記録等の作成及び保管

いじめの重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、いじめ防止委員会において会議を開催した際の記録や、生徒への指導及び支援を行った際の記録を作成し、保存する。

また、重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる可能性があるため、「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報を記録として残す。

例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されていることや、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、適切に管理する。

エ いじめの重大事態の未然防止

いじめを重大化させないことが重要であり、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」に取り組むこと。また、暴力行為やいじめ等の動画、個人情報等がSNS等に投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、毅然とした対応を行う。

7 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を下に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する